

令和 8 年 (2026年) |||||

釧路公立大学事務組合議会会議録

令和 8 年 3 月 2 4 日開会
令和 8 年 3 月 2 4 日閉会

|||||第 1 回 3 月定例会

釧路公立大学事務組合議会

令和8年第1回3月定例会

釧路公立大学事務組合議会会議録 索引

会 期 自：令和8年3月24日 至：令和8年3月24日 1日間

3月24日（火曜日）第1日

議 事 日 程	1
会議に付した案件	1
出 席 議 員（13名）	1
欠 席 議 員（1名）	1
出席を求めた者	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開 会 宣 告（午後1時56分開会）	1
会議録署名議員の指名（梅津加代子、板谷昌慶）	1
諸般の報告	
大利書記長の報告	1
日程第1 会期決定の件	1
管理者の発言	
鶴 間 管 理 者	1
日程第2 議案第1号から第3号上程	
提案説明	
高 木 事 務 長	2
質疑・一般質問	
村上和繁議員	3
鶴 間 管 理 者	4
高 木 事 務 長	4
村上和繁議員（再）	5
高 木 事 務 長	5
議案第1号から第3号討論終結	6
表 決	
・議案第1号表決（可決）	6
・議案第2号表決（可決）	6
・議案第3号表決（可決）	6
閉 会 宣 言（午後2時38分閉会）	6
署 名	7
付 録	
3月定例会議決結果表	9

令和8年第1回3月定例会

釧路公立大学事務組合議会会議録 第1日

令和8年3月24日（火曜日）

議事日程

午後2時開議

日程第1 会期決定の件

日程第2 議案第1号から第3号まで

会議に付した案件

- 1 会議録署名議員の指名
- 1 諸般の報告
- 1 日程第1
- 1 日程第2

出席議員（13名）

議長	14番	畑 中 優 周
副議長	2番	中 川 孝 之
	1番	梅 津 加代子
	3番	渡 部 貴 士
	4番	松 下 哲 也
	5番	武 山 秀 樹
	6番	松 井 洋 和
	7番	福 地 裕 行
	8番	村 上 和 繁
	9番	齋 藤 賢 之
	10番	夏 堀 めぐみ
	11番	松 原 慶 子
	12番	板 谷 昌 慶

欠席議員（1名）

13番 藤 井 若 菜

出席を求めた者

管理者	鶴 間 秀 典
監査委員	平 山 幸 弘

本会議場に出席した者

管理者	鶴 間 秀 典
副管理者	菅 野 隆 博
監査委員	平 山 幸 弘
事務長	高 木 雅 博

議会事務局職員

書記長 大 利 一 則

午後1時56分開会

△開会宣告

○議長（畑中優周） それでは皆さんご苦労さまでございます。出席議員が定足数に達しておりますので、令和8年第1回釧路公立大学事務組合議会3月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（畑中優周） 会議録署名議員を指名いたします。

1番 梅 津 加代子 議員

12番 板 谷 昌 慶 議員

以上2名を指名いたします。よろしくお願いします。

△諸般の報告

○議長（畑中優周） 大利書記長に諸般の報告をさせます。

◎書記長（大利一則） 報告をいたします。ただ今の出席議員は13名であります。

なお、藤井若菜議員より、所用のため、今定例会を欠席する旨、届出がありました。

今議会に管理者から提出されました議案は、議案第1号から第3号までであります。

次に、管理者から地方自治法第122条の規定に基づき、令和7年事務報告書の提出がありました。

次に、監査委員から地方自治法第292条において準用する、同法第199条第9項の規定に基づき、監査報告書の提出がありました。

また、監査委員から地方自治法第292条において準用する、同法第235条の2第3項の規定に基づき、例月現金出納検査報告書の提出がありました。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおり

日程第1 会期決定の件

日程第2 議案第1号から第3号

までであります。

以上で報告を終わります。

△日程第1 会期決定の件

○議長（畑中優周） 日程第1、会期決定の件を議題といたします。お諮りします。会期は本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中優周） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

△管理者の発言

○議長（畑中優周） ここで、鶴間管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

鶴間管理者。

◎管理者（鶴間秀典） 管理者の鶴間でございます。

本日は、議員の皆様におかれましては、ご多用の

ところ、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

釧路公立大学は、この4月で開学39年目、法人化後4年目を迎えることとなります。

昨日の学位授与式では、285名が卒業し、累計の卒業生は1万名を超えました。

また、先月のミラノ・コルティナオリンピックでは、アイスホッケー女子日本代表「スマイルジャパン」の一員として、在学生4名が出場され、健闘されました。大学の存在を広く知っていただく大変良い機会となったところでございます。

公立大学法人からは、来年度、今年度に協定を締結した台湾の南台科技大学との学生交換など国際交流事業の拡大や、中央大学の「サマースクール〜釧路〜」への学生参加を実施していきたい旨の報告を受けております。

事務組合といたしましても、設立団体としての責務をしっかりと果たし、大学の発展と地域の未来づくりに引き続き取り組んでまいりる所存でございます

さて、釧路短期大学の機能維持につきまして申し上げます。

この地域の将来を担う人材を継続的に育成していくため、本年1月、事務組合構成市町村において、公立大学法人釧路公立大学を設置者として釧路短期大学を公立化する方針が確認されたところでございます。

このことを踏まえ、当該公立大学法人の設立団体である事務組合といたしましては、同法人に短期大学を設置することとし、今定例会におきまして、その設置を可能とするための同法人の定款の一部変更案を提出いたしております。

また、短期大学の設置に向けては、先般、事務組合構成市町村の各議会におきまして、当該短期大学に係る負担金の負担割合について定めるための事務組合規約の変更に関する協議について、ご議決をいただいたところでございます。

今後は、当該公立大学法人はもとより、学校法人緑ヶ岡学園にもご協力をいただきながら、早期の学生募集を目指して準備を進めてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会には、「公立大学法人の定款の一部変更」のほか、「令和8年度事務組合会計予算」などの案件を提出いたしております。

別途、提案の主旨を説明いたしますので、よろしく審議くださいますよう、お願い申し上げます。

△日程第2 議案第1号から第3号上程

○議長（畑中優周） 日程第2、議案第1号から第3号を一括議題といたします。

△提案説明

○議長（畑中優周） 各案について、提案理由の説明を求めます。

高木事務長。

◎事務長（高木雅博） ただいま、議題に供されました各案件につきまして提案の理由をご説明申し上げ

げます。

議案第1号「令和8年度釧路公立大学事務組合会計予算」についてご説明申し上げます。議案書6ページと事務組合会計予算説明書4ページをお開きください。歳入歳出の総額は、8億130万円となっており、前年度比40.1%、2億2,930万円の増となっております。

議案書7ページの歳出の主な内容についてご説明いたします。第1款議会費につきましては、前年度と同額の94万5千円を計上いたしました。

第2款教育費につきましては、前年度比2億2,907万8千円増の7億9,837万5千円を計上いたしました。

予算説明書11ページをお開きください。主な歳出内容として、事務組合職員2名の人件費2,246万6千円、公立大学法人への運営費交付金として、3億2,932万5千円、公立大学法人への施設整備費等補助金として、4億1,810万7千円を計上しております。

議案書7ページに戻りまして、第3款公債費につきましては、一時借入金利子として、前年度比22万2千円増の98万円を計上いたしました。

第4款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

次に議案書6ページに戻りまして、歳入の主なものについてご説明いたします。第1款負担金につきましては、前年度比1億3,847万円増の5億665万5千円を計上いたしました。

第2款財産収入につきましては、各基金の運用利息の増により前年度比101万8千円増の615万6千円を計上いたしました。

第4款繰入金につきましては、公立大学法人が行う施設改修工事に充てる補助金として、教育振興基金から前年度比1億3,900万4千円増の2億1,819万円、運営交付金に充てる財源として、財政調整基金から前年度比4,919万2千円減の7,029万7千円、合計で8,981万2千円増の2億8,848万7千円の繰入を計上いたしました。

次に、議案第2号 釧路公立大学事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、釧路市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、同条例の規定を準用する釧路公立大学事務組合条例2件について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 公立大学法人釧路公立大学定款の一部を変更する件につきましては、公立大学法人釧路公立大学による短期大学の設置に伴い、公立大学法人釧路公立大学定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

以上をもちまして各案件に対する説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

△質疑・一般質問

○議長（畑中優周） ただいま、提案理由の説明がされました。各案に対する質疑並びに一般質問を行います。

質問は通告の順番によりこれを許します。

なお、会議規則第46条の規定により、質問は同一議題について2回を超えることができないとなっておりますのでよろしくお願いをいたします。

8番村上和繁議員の発言を許します。

8番村上和繁議員。

◆8番（村上和繁議員） 前回の議会で公立大学事務組合のホームページのリニューアルを提案し、早速取り組んでいただいたことを本当にありがとうございます。もちろんまだ途上のこととは思いますが、会議録の検索や議員の一覧の掲載などをしていただきまして、更なる内容の充実を進めていただきたいと思います。そのうえで今回は2つの点について質問します。

1つ目、修学支援新制度の活用について。最初は予算案に関わって、高等教育の修学支援新制度についてお聞きします。現在の学生について。学年別に修学支援新制度を利用している学生が、それぞれ何人いるのか。また学生全体に占める割合はどうか、示してください。その際、世帯構成や収入によって給付制奨学金の金額や授業料等の減免率に違いがあると思いますが、可能な範囲でその内容も示していただければと思います。

8年度の入学生についてもお聞きをします。どの程度の学生が高等教育修学支援新制度の申込を行うだろうと見積もっておられるのか、先ほどと同様に給付制奨学金の金額、授業料等の減免率の違いなどについても、もし可能であれば見通しを示していただきたいと考えます。日本の大学、高等教育費の負担は学生と保護者の家庭に大変重い負担となっています。他の先進国では授業料が非常に低額に抑えてあったり、給付型奨学金の授業料、生活費を賄える金額が保障されていますが、日本は高額費と貧困な奨学金制度という二重の問題を抱えています。高等教育を受けるために4年間で数百万の奨学金という借金を背負って就職するのが当たり前になっています。そうした中で対象が限られているとはいえ、高等教育の修学支援新制度は数少ない有効な支援策となっています。この制度の対象を大きく広げること、給付型奨学金の金額を引き上げることを国には強く要望したいと考えます。さて、質問に戻ります。学生の中で修学支援新制度の対象となりうる学生のうち、どの程度の学生が実際に修学支援新制度を活用しているのでしょうか。生活保護でいうところの捕捉率ということになるのでしょうか、修学支援新制度について補足率、対象となりうる学生のうち、どの程度の学生が実際に利用していると考えているのか数字を示してください。修学支援新制度を利用すると、大学の入学金、授業料等は減収になると考えられますが、その減収分は国の交付税で補填されたいと考えていますが、いずれにしても公立大学の学生の修業、修学支援新制度の活用状況については、き

ちんと把握しておくべきですので、この機会にお示しいただけるよう求めます。

2つ目、議案第3号釧路公立大学法人釧路公立大学定款の一部を変更する件についても質問をします。今回の議案は、学校法人緑ヶ岡学園が運営をしている釧路短期大学を学校法人釧路公立大学の運営に設置者変更を行うために、公立大学の定款を変更するものです。全国で私立の4年制大学を公立化する例はありますが、私立の短期大学を公立化する例はおそらく旭川に次いで2例目と思われます。私立大学を公立化すると受験生が増えるという傾向が一般的には知られていますが、短大でも同様の効果があるという確証はありません。旭川の短大の公立化を具体的に視察をして参りましたが、旭川では受験生は公立化しても増えなかったとの貴重な説明をいただきました。学生がつまらないという短大の悩みは私立に限ったものではなく多くの公立短大も抱えている問題です。今後、公立大学に設置者を変更した短期大学をどう運営しているのか。赤字とならない健全経営を実現するのか。それは簡単なことではないという指摘をしておきます。そこで設置者を公立大学に変更する上で、前提となる合意や方向性などについて確認をしなければなりません。以下、その質問をいたしますが、短大との交渉をしているのは公立大学法人であって事務組合ではありません。当然、事務組合の所管外のこともあるでしょう。その場合には事務組合として大学法人からどんな説明を受けているのか。説明を受けた内容を答えていただいて構いません。そのことを申し上げた上で以下、お聞きをします。

新たに設置をされる短期大学の住所は、現在の釧路短期大学の住所になると説明を受けました。土地や校舎について、学校法人緑ヶ岡学園とはどんな合意になっているのか。無償譲渡なのか。無償貸与なのか。貸与だとすれば期間はどのくらいになっているのか、示してください。

現在の釧路短期大学の校舎は、あと何年ぐらい使用可能か。建て替えが必要となった場合、公立大学との一体的運営を考えれば、現在の公立大学の敷地内とするか、少なくとも近隣地域に新たな校舎を造ることになると常識的には考えられます。キャンパスが離れていると、一般教養など重複する授業科目を同じ教員が担当することができず、経営的にも課題となります。建て替えは同一キャンパスあるいは近隣地域と考えているのかどうか。その時の校舎建設に関わる資金はどうする考えかそれぞれ示してください。

短期大学の設置者を公立大学法人に変えても短大に関わる経費については短期大学の収入だけでは賄いきれず、赤字が4年間で3.5億円になると釧路市では試算をしています。不足額については、その多くを釧路市の負担とすることについては個人的には理解しない訳ではありませんが、当初、各町村にも一定の負担を求めたいという考えを釧路市は示し

ていましたが、結果として、鉦路市以外の町村には負担を求めないということで合意をしたようです。ここの協議の過程が全く地域住民には分かりません。どういう協議内容でそうした合意になったのか、大学法人など関係者からどんな説明を受けたのか、その内容を示してもらいたい。

4年間で3.5億円の赤字というのは実際の入学者数によって変動することもあり得ます。というよりこの試算は定員通りの入学者があったとしての試算ですから、入学者数が定員を下回れば、赤字幅は広がることになります。赤字幅が当初の試算の金額を超過しても、全額を鉦路市の負担金の増で賄うという考えなのか。また、予算で想定した赤字よりも単年度の赤字幅が広がった場合にはどんな対応をする考えなのか、お聞かせください。

鉦路短期大学は、保育士、幼稚園教諭、栄養士などを養成、鉦根各地に輩出し、地域を支える重要な役割を果たしています。公立大学に設置者が変更となった後も、長期にわたって保育士、幼稚園教諭、栄養士の養成機能を維持し続けるという考えでよいのか。4～5年先には4年制大学化のことも検討していると報じされていますが、仮に4年制大学したとしても、これらの養成機能は維持する考えなのか、お聞かせください。以上で1回目の質問とします。

○議長（畑中優周） 理事者の答弁を求めます。

鶴間管理者。

◎管理者（鶴間秀典） 村上和繁議員のご質問にお答えさせていただきます。私からは公立大学法人鉦路公立大学の定款の一部を変更する件の中の保育士、幼稚園教諭、栄養士の養成機能の維持についてのご質問にお答えさせていただきます。公立大学法人鉦路公立大学への鉦路短期大学の設置者の変更につきましては、「この地域において、鉦路短期大学への進学希望者、また短大が養成する人材への需要がある中で、その機能が消滅すれば、学びの機会の喪失、人材需給バランスの崩れ、生活や産業基盤、地域活性化に対して大きく影響するものと判断し、公立化が必要である。」ことが確認されましたことから、事務組合としましては公立大学法人に短期大学を設置することとし、今定例会におきまして、その設置を可能とするための公立大学法人の定款の一部変更案を提出したところでございます。

事務組合といたしましては、鉦路短期大学の機能を確実に引き継ぐために、公立大学法人と連携し、学校法人緑ヶ岡学園にもご協力をいただきながら、令和9年4月の短期大学設置に向けて設置者変更をしっかりと進めてまいります。

将来的なことにつきましては、今後議論を深めていくものと考えており、現段階におきましては事務組合としての考えは持ち合わせておりません。

○議長（畑中優周） 高木事務長。

◎事務長（高木雅博） 私からは、只今管理者がご答弁した以外のご質問につきまして、順次ご答弁申し上げます。まず、修学支援新制度の活用について

お答えいたします。はじめに修学支援新制度の利用人数、割合及び支援の内訳についてのご質問でございます。鉦路公立大学において令和7年度に高等教育の修学支援新制度を利用している学生の人数は、公立大学法人鉦路公立大学からお聞きしたところ、1年生が66人、2年生が70人、3年生が82人、4年生が140人、合計では358人となっており、学生数全体に占める割合は約27%となっております。給付型奨学金の金額は、世帯の収入や通学形態に応じて違いがあり、国公立大学で満額支援の場合は、自宅通学が年額350,400円、自宅外通学が年額800,400円となっております。また、世帯の収入によって支援額が異なり、満額支援のほか、満額に対して3分の2、同じく3分の1、同じく4分の1の支援額となっております。授業料や入学金の減免率は、世帯の収入や扶養する子供の数に応じて異なり、扶養する子供の数が3人以上いる世帯は満額、それ以外の世帯については世帯の収入によって満額、3分の2、3分の1、4分の1の減免率となっております。当該制度は、前後期ごとに判定される仕組みでございまして、前期と後期で支援内容が異なる学生がおりますため、令和7年度前期に当該制度により支援を受けていらっしゃる学生数をお答えいたします。公立大学法人にお聞きしたところ、鉦路公立大学においては、給付型奨学金について満額支援の人数は74人、一部支援の人数は73人、授業料、入学金について満額支援の人数は273人、一部支援の人数は73人となっております。

次に、令和8年度入学生における修学支援新制度の申し込みの見積りについてのご質問でございます。令和8年度入学生における高等教育の修学支援新制度の利用見込みにつきましては、支援内容も含めて今年度までの実績ベースと同程度の利用を見込んでいますと、公立大学法人鉦路公立大学からお聞きしております。

次に、修学支援新制度の活用者についてのご質問でございます。高等教育の修学支援新制度の要件である世帯の収入などにつきましては、当該制度の申請をされない限りは鉦路公立大学において把握することができません。従いまして、どの学生が対象となりうるか否かは把握することができないため、対象となりうる学生のうち、どの程度の学生が活用しているかの見込みを立てることは困難でございます。

続いて、議案第3号公立大学法人鉦路公立大学定款の一部を変更する件のご質問についてお答えいたします。初めに、土地や校舎についての学校法人緑ヶ岡学園との合意内容についてのご質問でございます。学校法人緑ヶ岡学園から公立大学法人鉦路公立大学への鉦路短期大学の設置者の変更にあたっては、両法人による設置者変更に係る基本協定を締結する予定であると報告を受けております。当該基本協定において、土地、建物などについては学校法人緑ヶ岡学園が公立大学法人鉦路公立大学に無償で貸与することで協議しているとお聞きしております。また、

土地、建物の貸与期間については、当該基本協定においては定めがないとお聞きしております。

次に、校舎の使用可能年数及び建て替えについてのご質問でございます。釧路短期大学の現在の校舎につきましては、現在の設置者である学校法人緑ヶ岡学園において耐震補強工事を完了していることなどから、当面は使用可能と考えております。このことから、現時点においては、建て替えについては検討しておりません。

次に、事務組合構成市町村の協議内容についてのご質問でございます。事務組合といたしましては、釧路短期大学の公立化に係る事務組合構成市町村による協議の結果は承知しているものの、構成市町村間の協議内容までは承知しておりません。また、公立大学法人釧路公立大学は構成市町村による協議には参加しておりませんので、この協議について公立大学法人からは説明を受けておりません。

次に、短大設置に係る費用負担についてのご質問でございます。公立大学法人釧路公立大学が設置する短期大学の運営に係る費用負担につきましては、今般の釧路公立大学事務組合規約の変更において、「短期大学に係る運営経費が、短期大学に係る公立大学法人が徴収する授業料や入学金等の料金などと地方交付税相当額を合計した額を上回る場合は、上回る額を釧路市が負担する」旨の規定を追加いたしますことから、収支試算による見込みにかかわらず、釧路市にご負担いただくこととなります。私からは以上でございます。

○議長（畑中優周） 8番、村上和繁議員。

◆8番（村上和繁議員） それでは2回目の質問をさせていただきます。最初に修学支援新制度についてですが、多くの学生に利用されてその修学を側面から支えているということが分かりました。どの程度の実際に対象となりうる学生が利用しているのかというのは、全国的な傾向も含めて調べてみましたが、なかなか確たる数字はないようです。ただ、いざれにしてもこの制度、多くの学生、対象となりうる学生に利用していただくこと、実際は大学法人の仕事になるでしょうが、制度の啓発や利用促進ということを進めていただきたいというふうに思っています。これについては要望として申し上げておきますので、ぜひ大学法人にもその旨お伝えいただければ幸いです。

質問は定款の一部変更、釧路短期大学の公立化に関することについて質問をさせていただきます。最初にこの後、定款の変更についての議決もあるでしょうから私自身の意見を述べておきたいと思っております。短大の募集停止という事態に際し、公立化、公立大学が設置者となることは避けがたいと考えており、定款の変更そのものには賛成したいと考えています。2つ目、短期大学部の収支予想については、現状示されている赤字幅が拡大をする可能性が強いと私自身は思っています。3つ目、公立化後の早期の4年制大学化は今の時点では地域から明確な指示

があるとは言えません。短大を目指している高校生についても保育士、幼稚園教諭の養成を期待をしている事業者においても短大としての存続を望んでいるが、必ずしも4大化を望んでいるとは言えないのかもしれませんが。ここは慎重な検討と共に何よりも公立大学であることから、地域の納得と合意が必要であると考えます。収支のみを考えれば2年制の大学よりも4年制であれば収益も増えるが、そうした方向へ地域合意をなしにシフトしていくことになれば将来に禍根を残すことも繋がりかねません。短大のまま残すこともありうるだろうし、抜本的に学科を再編して4大化することもあるだろうし、一定の期間を設けて公立から民間へと養成機関のなだらかな移行ということも考えられるでしょう。今の時点で将来を固定化すべきではなく、大いに地域において議論を重ねるべき。結果として公立短大としての運営機関は長くなるかもしれない。そういうふうには私自身は考えています。その上で1点質問をいたします。旭川は4年制大学短大を公立化した全国おそらくただ1つの例と思いますが、4年制大学と一体に短期大学を運営していることで短期大学部の存続ができています。そもそも経費の中でこの部分が4年制大学の分、ここは短期大学部の分と厳格に区分することはできません。また、実際に視察をして相手方の事務局の方も区別することは難しいというお話でした。私大に共通的な経費が増えていくことが考えられるからです。逆に無理に区分しようとすると、効率的で一体的な運営が阻害をされ、場合によっては二重に同様の経費を組まざるを得ないということになりかねません。旭川でも短大のみを抜き出して採算が取れるかどうかという視点には立っておらず、短大も含めて大学全体での採算が取れる、収支が整うことを経営の基本としています。こうした点にしっかりと立たなければ、公立化したとしても常に短大の赤字問題や、場合によっては短大の存廃や再編のみに目が奪われることにもなりかねません。この際、短大の赤字をどうするかという狭い視点に拘らず、短期大学、4年制大学全体の収支が整うような支援の在り方を検討すべきです。また、財源の手当についても公立大学という形態に相応しい負担の在り方を改めて検討すべきだと提案したいと思っております。こうした私の提案に対するお考えがあればそれを示していただいて、私の質問としたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（畑中優周） 理事者の答弁を求めます。

高木事務長。

◎事務長（高木雅博） 村上議員からの2回目の質問についてご答弁申し上げます。質問の中で公立大学法人による短期大学の設置に伴う経費の負担の在り方について、改めて検討をすべきではないかという趣旨のご質問だったというふうに考えてございます。今回の短期大学の設置に伴います、経費の負担の在り方につきましては、事務組合を構成する市町村の協議によりまして、先ほどご答弁申し上げまし

たとおり、短期大学に係る運営経費について大学に係る公立大学法人が徴収する料金などと地方交付税相当額をお受けした額を上回る場合は、釧路市が負担するという事務組合構成市町村間の合意に基づきまして、事務組合規約の変更をする構成市町村の議会での議決をいただいたところでございますので、事務組合構成市町村間の検討、議論の内容ということによって負担をしていただくというふうに考えてございます。

○議長（畑中優周） 以上をもちまして、質疑並びに一般質問を終結いたします。

△議案第1号から第3号討論終結

○議長（畑中優周） お諮りいたします。各案に対する討論の通告がございませんので、討論を終結し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中優周） ご異議なしと認めます。これにより直ちに採決を行います。

△議案第1号表決（可決）

○議長（畑中優周） それでは、議案第1号を採決いたします。本案を原案可決と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中優周） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決と決しました。

△議案第2号表決（可決）

○議長（畑中優周） 次に、議案第2号を採決いたします。本案を原案可決と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中優周） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決と決しました。

△議案第3号表決（可決）

○議長（畑中優周） 次に、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中優周） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決と決しました。

△閉会宣言

○議長（畑中優周） 以上をもちまして、今議会の日程はすべて終了いたしました。令和8年第1回釧路公立大学事務組合議会3月定例会は、これをもちまして閉会とします。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

午後2時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路公立大学事務組合議会 議長 畑 中 優 周

同 議員 梅 津 加代子

同 議員 板 谷 昌 慶

令和8年第1回釧路公立大学事務組合議会3月定例会議決結果表

議案番号	件名	提出者	議決年月日	議決結果
議案第1号	令和8年度釧路公立大学事務組合会計予算	管理者	8.3.24	原案可決
議案第2号	釧路公立大学事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	〃	8.3.24	原案可決
議案第3号	公立大学法人釧路公立大学定款変更の件	〃	8.3.24	原案可決

議会に報告されたもの

報告番号	件名	提出者	報告年月日	報告結果
釧路公立大学事務組合報告第1号	令和7年釧路公立大学事務組合事務報告書	管理者	8.3.24	報告完了
釧公大監報告第1号	定期監査報告書	監査委員	8.3.24	報告完了
釧公大監報告第2号	例月現金出納検査報告書	監査委員	8.3.24	報告完了